別紙

# ボランティア保険（港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険）

# 加 入 の ご 案 内

## 1　目的

この保険は、青少年育成関係団体・グループの**責任者・指導者**のみなさんが、安心して活動できるように、港区が保険料を負担して、賠償責任保険と傷害保険の補償を行う制度です。

## 2　被保険者　（＝賠償責任保険と傷害保険の補償の対象になる人）

青少年関係団体の**責任者および指導者**です。

**※ 責任者・指導者以外の方は対象になりません。また、青少年関係団体から賃金その他実費弁償相当額を超える対価を受けて活動に従事する方も対象になりません。**

## 3　保険の対象となる事故

団体が行う**青少年健全育成活動**に従事しているときに、偶然な事故が発生し、

（1）**責任者または指導者**が、**法律上の損害賠償責任**を負った場合（損害賠償責任保険）

（2）**責任者または指導者自身**がケガをし、または死亡した場合（傷害保険）

**※　青少年関係団体が行う行事であっても、青少年健全育成活動以外は補償の対象外です。**

## 4　青少年関係団体とは

次の（1）または(2)の要件をみたす団体です。

**ただし、政治・宗教および営利を目的とする団体は除きます。**

（1）　区民により自主的かつ自発的に構成され、青少年の健全育成活動が継続的かつ計画的に行われている団体で、次の用件を満たしている団体

① 青少年（おおむね２０歳未満）および乳幼児の健全育成活動を行う団体

② 会員のおおむね半数以上が区内在住者であること

（2）（1）に準じ、区長が特に必要と認める活動を行う団体

※対象団体の具体例

ア　子ども会、少年スポーツ団体などの青少年団体

イ　町会・自治会

ウ　ＰＴＡ

エ　青少年対策地区委員会

オ　その他青少年育成活動を行う団体やグループ

## 5　青少年健全育成活動とは（具体的な例）

（1）キャンプ、ハイキング、ラジオ体操などのレクリエーション活動

（2）町会・子ども会等が主催の野球大会などの各種スポーツレクリエーション活動

（3）水泳、野球、サッカーなどの各種スポーツ活動

（4）地域における生活環境の改善など住みよいまちづくりの活動

## 6　保険期間

賠償責任保険　令和７年４月２６日午後４時から令和８年４月２６日午後４時まで
傷害保険　　令和７年４月２６日午前０時から令和８年４月２５日午後１２時まで
**※ 年度途中で申請した場合は、毎月１５日締めの翌月１日から加入になります。**

## 7　保険内容および保険期間

| | | |
|---|---|---|
| 賠償責任保険 | 対象となる事故 | 団体の**責任者または指導者**が、参加者やその他の第三者の身体や物に損害を与え、**法律上の損害賠償責任を負った場合**<br>（1）対人賠償　（2）対物賠償　（3）受託物賠償 |
| | 保険金額 | （1）対人・財物賠償　最高１事故２億円<br>（2）保管物賠償　最高１事故３００万円<br>免責金額：０円<br>**他の賠償責任保険に加入されている場合は他の保険を優先し、不足分を本保険で適用します。** |
| 傷害保険 | 対象となる事故 | 団体の**責任者または指導者自身**が、青少年育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故で、ケガをしたり死亡したような場合 |
| | 保険金額 | 死亡保険金　５００万円<br>後遺障害保険金　２０万円～５００万円<br>入院保険金　１日３０００円<br>通院保険金　１日２０００円 |
| | 支払対象期間 | **入院は事故日から１８０日、通院は事故日から９０日が限度となります。**<br>また、平常の生活・業務に支障がない程度に回復した場合、それ以降の通院は支払いの対象外です。 |

## 8　この保険の対象にならない主な事故

◇戦争、暴動による事故
◇地震、噴火、洪水などの天災による事故（賠償責任保険のみ）
◇故意による事故
◇学校教育活動で起きた事故
◇責任者・指導者が所有・使用・管理する自動車によって起きた事故（賠償責任保険のみ）
◇自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
◇脳疾患、疾病、心神喪失による事故
◇他覚症状のないむちうち症や腰痛
◇ハンググライダー、ロッククライミングなど危険な行為による事故

## 9　保険料

**港区が全額負担します。**加入団体の負担はありません。

## １０　加入方法

「**港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険加入申請書**」に必要事項を記入し、団体の規約（会則）の写しを添えて、**令和７年４月４日（金）**までに以下へ提出してください。

※ **継続して加入される場合**で、令和６年度以前に規約（会則）を提出済で、規約（会則）に変更がない場合は、加入申請書のみで結構です。内容に変更がある場合は提出してください。

【申請書等提出先】
〒１０５－８５１１
港区芝公園１－５－２５　港区子ども若者支援課子ども若者支援係
電話：０３－３５７８－２４２６

事故が発生したら

（１） 事故が発生した場合は、すみやかに以下連絡先へご連絡ください。
（２） ご連絡をいただいた後、事故報告書（様式）を団体へ送付します。
（３） 団体代表者は必要事項を記入し、押印のうえ下記連絡先へご返送ください。
（４） 事故報告書の内容を審査し、保険の適用となる場合は保険金請求書（様式）を団体へ送付します。

※事故報告書は、**事故発生日から３０日以内**に提出していただかなければなりませんので、事故が発生した場合は必ずすみやかに連絡してください。（治癒後ではありません）
（**３０日を過ぎてから報告する場合は、遅延理由書を添付していただくことになります**）
※物損事故の場合には、損害を証明するため写真を２～３枚撮影し、損害額が高額になるような場合は、保険会社からの調査があるので現場や現物をそのまま保存してください。

【事故の連絡先・事故報告書の提出先】
〒１０５－８５１１
港区芝公園１－５－２５　港区子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係
電話　０３－３５７８－２４２６